

## 村山総合支庁西村山地域振興局一般廃棄物収集運搬及び処分業務委託仕様書

### 1 業務内容

山形県村山総合支庁西村山地域振興局から排出される一般廃棄物について、廃棄物の処理及び清掃に関する法律その他関係法令に基づき適正に収集運搬及び処分するものとする。

### 2 廃棄物の保管場所

寒河江市大字西根字石川西 355 番地

山形県村山総合支庁西村山地域振興局 北側 廃棄物集積場所

### 3 廃棄物の種類、排出予定数量

燃やせるごみ	予定数量	20,700 kg (6,900 kg/年)
ペットボトル	予定数量	510 kg (170 kg/年)
ガラスびん	予定数量	270 kg (90 kg/年)
空き缶	予定数量	150 kg (50 kg/年)
合計	予定数量	21,630 kg (7,210 kg/年)

※新聞紙、再生紙、雑誌、段ボール、粗大ごみは契約に含まない。

### 4 廃棄物の排出容器

廃棄物を排出する際、発注者は、寒河江市が指定するポリエチレン製袋等を使用し、廃棄物集積場所に排出するものとする。

### 5 収集運搬頻度

燃やせるごみの収集運搬は、原則として週2回とする。

その他の廃棄物については原則として月1回とし、燃やせるごみの収集運搬時にあわせて行うものとする。

ただし、保管場所に廃棄物が滞ることのないように、必要に応じて随時収集運搬を実施するものとする。

### 6 実施方法

(1) 受注者は、廃棄物集積場所に集積した廃棄物を、上記5の頻度で原則開庁日に収集運搬すること。

(2) 廃棄物の収集は、上記3の区分毎に行うこととし、発注者の確認を受けるものとする。

(3) 収集運搬の際は、廃棄物が落下又は飛散することのないように十分留意するとともに集積場所周辺を清潔に保つこと。

(4) 受注者は、収集した廃棄物を西村山広域行政事務組合が管理する寒河江地区クリーンセンターに運搬するものとする。

また、受注者が、発注者から委託された廃棄物の積替え保管を行う場合は、法令に基づき、委託期間内に確実に収集運搬できる範囲で行うものとする。

### 7 労働関係法令の遵守

受注者は、業務従事者の雇用にあたっては、労働基準法等の労働関係法令を遵守すること。

### 8 報告

受注者は、各月の業務完了後に収集した廃棄物の種別ごとの数量を集計した業務報告書を廃棄物収集作業伝票とあわせて発注者に提出すること。

### 9 提出書類

受注者は、寒河江市の一般廃棄物収集運搬業許可証の写しを発注者に提出すること。